

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

なお、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』を制定しております。

詳細につきましては、当行のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。(以下、同様。)

<コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

<http://www.chugin.co.jp/company/index.html>

1. 当行は、経営理念、経営ビジョン等()に基づき、株主のみならずははじめ、お客さま、地域社会、従業員等、当行に係るあらゆるステークホルダーの利益を考慮し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の対応により、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでまいります。

()経営理念、経営ビジョン等につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第4条、第5条)に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 当行は、取締役会・監査等委員会・取締役が株主のみならずに対する受託者責任を自覚し、適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築いたします。取締役会での十分な審議による経営方針および重要な業務執行の決定、業務執行取締役の的確な業務執行とともに、取締役会による監督、監査等委員会による監査、会社法等の法令に基づく「内部統制システム」の適切な整備・運用等により、業務執行の適切性と監査・監督の実効性確保に努めてまいります。

3. 当行は、株主のみならずの権利を尊重し、株主のみならずとの建設的な対話や非財務情報を含む会社情報の積極的な開示等、株主のみならずが権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主のみならずの実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第2条)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1-4】

『上場株式の政策保有に関する方針』

当行は、政策保有株式について、お客さまおよび当行グループの中長期的な企業価値の向上に必要と判断される場合に限定的に保有いたします。

必要性の判断におきましては、経営戦略上の関係構築、総合的な採算、地域経済への貢献度、リスク等を点数化した「政策投資株式保有基準」により、保有意義を検証いたします。

また、取締役会は、政策保有株式の保有意義について定期的に報告を受け、経済合理性等について検証いたします。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第33条)

『政策保有株式に係る議決権行使基準』

当行は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、その議案の内容を中長期的な企業価値向上などの観点から賛否を判断し、職務権限規程に基づく決裁手続きを経て、議決権を行使いたします。

なお、重要な議案に対する議決権行使の内容につきましては、取締役会に報告いたします。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第34条)

【原則1-7】

当行は、取締役や主要株主等と次の取引(関連当事者間の取引)を行なう場合には、当行や株主共同の利益を害することのないように、監査等委員会でも事前承認を得た後、取締役会で承認を行い、当該取引の終了後にはその結果を取締役に報告することとしております。

(1) 取締役と当行間の利益相反取引

(2) 取締役の競業取引

(3) 関連当事者と当行間の通例的でない取引

なお、取締役や主要株主等との取引の詳細につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第27条)に規定しておりますので、ご参照ください。

【原則3-1】

(1) 当行は、「経営理念」「経営ビジョン」「中期経営計画」および「長期経営計画」を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

< 経営理念 > < 経営ビジョン >

<http://www.chugin.co.jp/company/philosophy.html>

< 中期経営計画 > < 長期経営計画 >

<http://www.chugin.co.jp/company/index.html>

- (2) 当行の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第2条)に規定しておりますので、ご参照ください。
- (3) 取締役の報酬の決定方針・手続きにつきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第12条、第15条、第21条)に規定しておりますので、ご参照ください。
- (4) 経営陣幹部の選定と取締役候補者の指名方針・手続きにつきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第10条、第11条、第14条、第20条)に規定しておりますので、ご参照ください。
- (5) 取締役候補の個々の選任・指名についての説明につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。
なお、具体的な内容につきましては、当行ホームページに掲載しております「第136回定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

< 第136回定時株主総会招集ご通知 >

http://www.chugin.co.jp/stockholder/stock_info/index.html

【補充原則4 - 1 - 1】

当行は、平成28年6月の定時株主総会后、監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役会は、経営意思決定の機動性を確保するため、また、経営戦略等の重要事項の審議時間を十分に確保するため、定款変更により、重要な業務執行の決定の一部を、役付取締役8名で構成される「常務会」または「担当取締役」に決定権限を委任することが可能な体制にしております。
取締役会から常務会、取締役への権限委任事項につきましては、取締役会規程、常務会規程、職務権限規程等により明確に定めております。
なお、取締役会の役割・責務につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第6条)に規定しておりますので、ご参照ください。

【原則4 - 8】

(独立社外取締役の有効な活用について)

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、3分の1以上の独立社外取締役を選任することを視野に入れ、独立社外取締役を5名(社外取締役は6名)選任しております。(現在、17名の取締役のうち5名が独立社外取締役)
社外取締役(監査等委員を含む。))は、業務執行者から独立した立場で自らの知識・経験に基づき、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点からの提言を行う役割・責務を負っていることを『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第13条)に規定しています。

また、社外取締役のみをメンバーとする「社外取締役会議」を年4回開催し、当行の課題等について自由に議論しております。
さらに、社外取締役と代表取締役・常勤の監査等委員との会議を年4回開催し、取締役会の議題に限らない幅広い事項について意見交換を行っております。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第17条)

【原則4 - 9】

(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

社外取締役の独立性に関する判断基準につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第16条)に規定しておりますので、ご参照ください。

また、社外取締役の資質につきましては、「業務執行者からの独立性を確保し、当行の健全で持続的な成長ならびに社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンスに貢献することが期待でき、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物」を社外取締役候補者とするを『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第14条、第20条)に規定しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成するとともに、効果的かつ効率的に討議ができる適切な規模として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)14名以内、監査等委員である取締役8名以内としております。

なお、「取締役会の構成」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第7条)に規定しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役(社外取締役を除く。))がその役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員の兼任は極力行なわない方針としており、現在、他の上場会社の役員の兼任はございません。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会は、その実効性を高めていくために、毎年、各取締役の自己評価アンケートに基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。その結果、当行の取締役会は概ね適切に機能しており、その実効性が確保されていると評価しております。

3回目となる平成28年度は、過去2回の実効性評価を踏まえ、次のとおり、アンケート内容ならびに評価プロセスを見直しのうえ実施しております。

アンケート内容

実効性評価のPDCAサイクルの向上を目的として、アンケート内容を大幅に見直ししております。

評価プロセス

社外取締役の適切な関与による取締役会のモニタリング機能の強化を図るため、「社外取締役会議」において、アンケートの分析結果について議論を行い、改善提言を受けております。

< 平成28年度の実効性評価の概要 >

1. 「平成27年度の実効性評価で指摘された課題」への取組み

平成27年度の実効性評価で指摘された課題は、次の4点であります。各課題について、改善に向けた施策を実施し、一定の効果があつたものの、引き続き対応してまいります。

【短期的課題】

- ・取締役会資料のコンパクト化および平易な表現・用語の使用
- ・議案審議時間の更なる確保
- ・取締役会で議論する課題(議案・報告事項以外)の事前ヒアリング実施

【長期的課題】

- ・女性取締役の登用

2. 「平成28年度の実効性評価で指摘された課題」について
次の5項目が課題として指摘されており、改善策を検討していく方針です。

【短期的課題】

- ・議案および報告事項の更なる削減と配布資料の分量の工夫
- ・取締役の情報入手に対する支援体制の整備
- ・経営陣幹部および取締役の指名・報酬決定プロセスの客観性・透明性を強化するため、任意の諮問委員会を設置
- ・取締役に対するトレーニング機会の充実

【長期的課題】

- ・代表取締役の後継者計画

なお、「取締役会の評価」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』（第8条）に規定しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役は、その役割・責務に対する理解を深めるとともに、必要な知識の習得や更新等、自己研鑽に努めること、また、そのための費用は当行が負担することとしております。

なお、取締役に対するトレーニングの方針につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』（第26条）に規定しておりますので、ご参照ください。

【原則5 - 1】

当行は、株主との対話につきましては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。株主との対話全般につきましては、建設的な対話が実現するように総合企画部担当役員が中心となって目配りを行い、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で面談に臨みます。

また、株主との対話を補助するため、総合企画部および広報CSRセンター内にIR担当者を設置し、職務権限規程にその役割を明記し関係各部との有機的な連携を取れる社内体制を構築しております。

さらに、個別面談以外の対話の手段として、機関投資家向けの説明会を年に2回東京で実施し、同時期に個別にIR活動を実施しています。

個人投資家向けの説明会も、年に1回4か所(岡山市等)で実施しております。海外投資家に対しては、個別にIR活動を実施しております。

対話において把握された株主からの意見等は、IR活動終了後に取締役会へ報告を行い、効果的なフィードバックを実施しております。

インサイダー情報の管理につきましては、行内規程「内部者取引(インサイダー取引)規制」において、重要情報の定義を明記し、重要情報の伝達等を禁止しております。

また、内部者取引(インサイダー取引)規制の自己チェックを年2回実施し、内部者取引(インサイダー取引)が発生しないよう管理体制を整備しております。

IR担当者の業務は、株主・投資家等との対話が前提であり、特にインサイダー情報の取扱いには留意する必要があるため、インサイダー規制・上記行内規程等の理解について、IR担当者に十分徹底したうえで活動しております。今後も引き続き、インサイダー情報の取扱いには十分注意し、積極的にIR活動を行ってまいります。

なお、「株主のみならずとの建設的な対話に関する方針」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』（第30条）に規定しておりますので、ご参照ください。

(特定の事項を開示すべきとする原則以外の説明)

【原則1 - 3】

当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第29条)

具体的には、年間安定配当18円の実施に加え、利益状況に応じ、配当の上乗せ並びに自己株式取得を行い、配当と自己株式取得合計で株主還元率35%を目途としております。

資本効率の面では、中長期的なROE目標を5%以上と考えております。実現のためには、収益力の強化が必須であると考えており、そのための施策を中期経営計画に掲げて重点的に注力しているところであります。

また、資本側からの観点では、更なる株主還元の強化や戦略的な資本投資も有効な施策の一つと考えております。しかし一方では、パーゼル規制改革や今後の経済環境変化等の不透明要素があるのも事実であり、これらのリスクを見極めたうえで、適切な資本政策をおこなっていくことが肝要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	16,277,700	8.12
株式会社中国銀行(自己株式)	8,518,650	4.25
岡山土地倉庫株式会社	5,358,038	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,328,300	2.66
日本生命保険相互会社	4,756,976	2.37
明治安田生命保険相互会社	4,754,771	2.37
倉敷紡績株式会社	4,559,520	2.27
中国銀行従業員持株会	4,530,254	2.26
シービー化成株式会社	4,478,200	2.23
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) リ シルチェスター インターナショナル イン ベスターズ インターナショナル パリュウ エクイティー トラスト	3,085,600	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤 芳郎	公認会計士													
小寺 明	他の会社の出身者													
西田 三千代	弁護士													
古矢 博通	他の会社の出身者													
西藤 俊秀	他の会社の出身者													
田中 一宏	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 芳郎			(株)アシスト代表取締役、千代田ビジョン(株)代表取締役。同氏および(株)アシスト、千代田ビジョン(株)と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識および専門性を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

小寺 明			同氏と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	伊藤忠商事(株)代表取締役常務等を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
西田 三千代				長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識および専門性を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。
古矢 博通			元岡山県副知事(平成21年4月から平成24年11月まで)。 同氏と一般預金者としての通常の銀行取引があり、岡山県と預金・貸出金取引がありますが、同氏との取引の規模・性質、また、岡山県については地方公共団体であることに照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 当行は岡山県に寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	岡山県副知事を歴任する等、地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
西藤 俊秀			同氏の兄は、当行の総務部 理事部長等を歴任しておりましたが、平成16年9月に退任しております。 同氏と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	花王(株)取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を担当する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
田中 一宏			同氏と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識を有しており、当行社外取締役として適任であることから選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査等委員会監査に関する調査・企画・管理・指導を行うことと規定しております。

また、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事考課、人事異動につきましては、事前に監査等委員会と協議し、同意を得た上で決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、被監査部門から独立した監査部が、本部・営業店・海外拠点・関連会社の監査を実施し、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、金融円滑化管理態勢及び各種リスク管理態勢の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言までを行っております。監査結果については、取締役会、常務会、監査等委員会へ報告するとともに、フォローアップを実施し問題点の改善状況を確認しております。また、監査部による監査結果のうち内部統制に関するものについては、各所管部署と内部統制統括部門である総合企画部に還元され、改善すべきものについては迅速かつ適切に対応する態勢となっております。

監査等委員会による監査は、監査方針及び計画に基づき、内部統制システムを利用した組織監査を実施する態勢としております。監査等委員6名(うち社外監査等委員4名)の業務分担を定めて実施しております。なお、監査の実効性を確保するため常勤監査等委員を置き、取締役会、常務会、主要委員会への出席や意見具申、重要書類の閲覧、本部・営業店への往査、定期的な代表取締役・社外取締役との意見交換(原則年4回)、取締役及び使用人からの報告・聴取などの方法により監査を実施し、経営判断並びに業務執行の公正・適法性を確保する態勢としております。

また、各業務所管部署は内部統制システムの構築、運用状況に関する自己評価結果を内部統制統括部門である総合企画部に提出し、総合企画部は各部署の評価結果をとりまとめ、監査等委員会及び監査部に報告する態勢としております。

会計監査人による会計監査は、以下のとおりであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
 日根野谷 正人(有限責任 あずさ監査法人)
 神 田 正 史(有限責任 あずさ監査法人)
 奥 田 賢 (有限責任 あずさ監査法人)

b. 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 10名
 その他 14名

会計監査における内部統制関連の改善事項等がある場合は、内部統制統括部門である総合企画部へ報告され、総合企画部より所管部署へ内容を通知し、速やかに改善を行う態勢となっております。

監査等委員会・監査部・会計監査人との連携においては、監査等委員会と監査部との情報交換のほか、定期的に監査等委員会、監査部、会計監査人による三者意見交換会(原則年2回)を開催するなど監査の相互連携を図る態勢としております。また、監査等委員は概ね月1回開催される内部監査報告会や監査等委員会等での意見交換を通じ、監査部との情報共有を行う態勢としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当行は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

なお、「指名報酬委員会」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第22条、第23条)に規定しておりますので、ご参照ください。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。

(社外役員の独立性に関する判断基準)

- 当行の社外取締役が、次の各項目の要件を全て満たす場合、当該社外取締役は当行に対する独立性を有すると判断するものとする。
1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者でないこと。
 2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者でないこと。
 3. 当行から役員報酬以外に多額(1)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)でないこと。
 4. 当行の主要株主またはその業務執行者でないこと。
 5. 最近(2)において上記1. 2. 3. 4. に該当していた者でないこと。

6. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者(重要(3)でない者を除く。)の近親者(4)でないこと。

(1)上記1.から5.に掲げる者

(2)当行の子会社の業務執行者

(3)当行の子会社の業務執行者でない取締役

(4)最近(2)において(2)(3)または当行の業務執行者に該当していた者

(1)多額 :過去3年平均で年間100万円を超える金額をいう。

(2)最近 :実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう。

(3)重要 :業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(4)近親者 :二親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬につきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の確定金額報酬年額を300百万円以内、監査等委員の確定金額報酬年額を80百万円以内とすることを株主総会にてご承認頂いております。取締役の基本報酬部分は、上記の株主総会決議の範囲内で役位ごとに金額を定め、取締役規程に則り取締役会に諮って決定しております。また、監査等委員の報酬についても上記範囲内で、監査等委員会規程に則り監査等委員会の協議により決定しております。当行では、役員報酬制度の透明性をより高めるとともに、業績に連動し株主と利益を共有する報酬制度にすることで、従来以上に株主重視の経営意識を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して業績連動報酬制度と株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

業績連動報酬

当期純利益	業績連動報酬限度額
250億円超	90百万円
225億円超～250億円以下	80百万円
200億円超～225億円以下	70百万円
175億円超～200億円以下	60百万円
150億円超～175億円以下	50百万円
125億円超～150億円以下	40百万円
100億円超～125億円以下	30百万円
75億円超～100億円以下	20百万円
50億円超～75億円以下	10百万円
50億円以下	-

株式報酬型ストックオプション

1.新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の個数 1,000個を1年間の上限

目的となる株数 普通株式10万株を1年間の上限

新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要と認める調整を行います。

2.新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価格を払込金額とします。なお、新株予約権の割当を受けたものは、当該払込金額の払い込みに代えて当行に対する報酬債権を相殺するものとします。

3.新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

4.新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内

5.新株予約権の主な条件

対象者は、前記4.の期間内において、当行取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとします。

6.その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定められます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、経営の独立性確保の観点から社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)のみとしております。

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において以下の内容を開示しております。(平成28年度中)

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬	ストック・オプション
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (社外取締役を除く。)	349百万円	242百万円	54百万円	52百万円
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	36百万円	36百万円	-	-
監査役 (社外監査役を除く。)	12百万円	12百万円	-	-
社外役員	35百万円	35百万円	-	-

(注)

1. 当行は、平成28年6月24日開催の第135回定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行(以下、本移行)しております。監査役の報酬等は本移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬額等は本移行後の期間に係るものであります。
2. 上記の他に使用人兼務役員4名に対し、使用人としての報酬等48百万円(賞与を含む)を支払っております。
3. 役員の期末人員は社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名、社内取締役(監査等委員である取締役)2名、社外取締役(監査等委員である取締役)3名の合計19名であります。
4. 本移行前は、平成21年6月24日開催の第128回定時株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、確定報酬380百万円(取締役300百万円、監査役80百万円)、業績連動報酬90百万円(取締役90百万円)、ストック・オプション100百万円(取締役100百万円)であります。
本移行後は、平成28年6月24日開催の第135回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、確定報酬300百万円(うち社外取締役の報酬額は年額30百万円)、業績連動報酬90百万円(社外取締役を除く。)、ストック・オプション100百万円(社外取締役を除く。)、監査等委員である取締役の報酬限度額は、確定報酬80百万円と決議されております。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含んでおりません。
5. 上記には、平成29年2月28日をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

なお、役員ごとの連結報酬等については、総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましても、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会で決定しております。

なお、取締役の報酬の決定方針・手続きにつきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」「取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)の報酬決定手続き(第12条)」、「社外取締役(監査等委員を除く。)」の報酬決定手続き(第15条)、「監査等委員である取締役の報酬決定手続き(第21条)」に規定しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役(監査等委員を含む。)の職務遂行をサポートするため、取締役会の事務局である秘書室および各業務所管部より、取締役会資料の事前説明や各種情報提供を行うなどの体制を整備しております。

また、社外監査等委員を含めた監査等委員の職務を補助すべき専従の使用人として、秘書室に監査等委員会スタッフを1名置いており、取締役会資料の事前配布や常務会議事録等、重要書類の閲覧、監査等委員会において常勤監査等委員から報告を受けるなど、必要な情報が収集できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行は、平成28年6月24日開催の第135回定時株主総会決議により、コーポレート・ガバナンス強化策の一環として、「監査等委員会設置会社」へ移行しております。当行の取締役の総数は、現在、監査等委員でない取締役11名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)となっております。

監査等委員会設置会社におきましては、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることから、取締役会および取締役に対する監査・監督機能の強化を図っております。

また、監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞りこみ、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当行の意思決定の迅速化を図る体制としております。

以上のとおり、当行の取締役会は、活発な議論と迅速な意思決定ができる体制としており、「経営計画の策定」、「内部統制システム構築の基本方針の策定」等の重要事項についての審議、取締役の業務の執行状況等の報告を行っております。

また、経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役8名からなる「常務会」を設置し、取締役会から委嘱を受けた事項等の審議を行っております。

さらに、適正な企業活動を行うため、リスク管理等の重要な項目につきましては、常務会の諮問機関として各種委員会を設置し、機動的に審議

を行っております。

内部監査につきましては、被監査部門から独立した監査部が、本部・営業店・海外拠点・関連会社の監査を実施し、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、金融円滑化管理態勢及び各種リスク管理態勢の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言までを行っております。監査結果については、取締役会、常務会、監査等委員会へ報告するとともに、フォローアップを実施し問題点の改善状況を確認しております。また、監査部による監査結果のうち内部統制に関するものについては、各所管部署と内部統制統括部門である総合企画部に還元され、改善すべきものについては迅速かつ適切に対応する態勢となっております。

監査等委員会による監査は、監査方針及び計画に基づき、内部統制システムを利用した組織監査を実施する態勢としております。監査等委員6名(うち社外監査等委員4名)の業務分担を定めて実施することとしております。

なお、監査の実効性を確保するため常勤監査等委員を置き、取締役会、常務会、主要委員会への出席や意見具申、重要書類の閲覧、本部・営業店への往査、定期的な代表取締役・社外取締役との意見交換(原則年4回)、取締役及び使用人からの報告・聴取などの方法により監査を実施し、経営判断並びに業務執行の公正・適法性を確保する態勢としております。

また、各業務所管部署は内部統制システムの構築、運用状況に関する自己評価結果を内部統制統括部門である総合企画部に提出し、総合企画部は各部署の評価結果をとりまとめ、監査等委員会及び監査部に報告する態勢としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、コーポレート・ガバナンス強化策の一環として、平成28年6月24日より「監査等委員会設置会社」へ移行しております。

監査等委員会設置会社におきましては、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることから、取締役会及び取締役に對する監査・監督機能の強化を図っております。

また、監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当行の意思決定の迅速化を図っております。

なお、取締役を業務執行面で補助し、取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るため、平成27年6月24日より執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送の観点から、従来より、株主総会開催日の3週間程度前に招集通知を発送しておりますが、第134回(平成27年6月24日開催)定時株主総会招集通知より、発送前にTDnetおよび当行ホームページ上で公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第123回(平成16年6月25日開催)定時株主総会より集中日を避けて実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行の指定する議決権行使サイトにアクセスすることにより可能としております。議決権行使期間は、株主総会前営業日の午後5時までとしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版をTDnetにて公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地元開催。平成29年度は岡山8月24日、津山8月28日、高松8月29日、大阪8月30日の4回開催。今後も積極的に開催予定。参加者は、岡山102名、津山85名、高松78名、大阪96名。実施内容は主に決算内容・経営戦略等の説明で、説明者は岡山、大阪については頭取、津山、高松については専務。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年度は東京にて、6月1日と12月1日の2回開催。参加者は、主にアナリスト、ファンドマネージャーで参加人数は6月136名、12月123名。実施内容は主に(中間)決算内容・経営戦略等の説明で、頭取と専務が説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ディスクロージャー誌、上記アナリスト向け会社説明会資料、個人投資家向け会社説明会資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総合企画部 IR担当役員 総合企画部担当役員 IR事務連絡責任者 総合企画部長	
その他	(海外)海外IRの実施、アナリストの来訪、電話照会等に随時対応している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念や経営ビジョン等に基づき、株主のみならずはじめ、お客さま、地域社会、従業員等、当行に係るあらゆるステークホルダーの利益を考慮し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に規定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>エコ私募債受託、「ちゅうぎんの森」事業継続実施、市民型スポーツクラブ「岡山シーガルズ」のメインスポンサー継続、「ちゅうぎんカップ岡山県少年サッカー5年生大会」、「ちゅうぎんカップ香川少年フットサル大会」協賛。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>正確で分かりやすく、かつ公平な情報の開示が重要であると認識しており、財務情報のみならず、経営戦略、経営課題、各種のリスク情報等、非財務情報についても適時、適切な開示に努める。(コーポレート・ガバナンスに関する基本方針 第30条 情報の開示・管理)</p>
<p>その他</p>	<p><多様性確保> 平成27年12月に「ダイバーシティに関する基本方針」を制定。まずは、従業員の約50%を占める女性に対して、「就業継続」「キャリア形成」「意識改革」を柱として、各種施策を検討、実施中。</p> <p><女性管理・監督職比率> 女性が活躍できる社会の実現に向けて、企業の活力と成長の促進を図る上で、また女性の能力・目線を、経営戦略・組織運営に活かす施策の1つとして、「管理・監督職(役席者)の女性を増やす」ことを目標に掲げている。平成29年3月末時点で女性管理・監督職は106名(管理・監督職における比率9.2%)であるものの、次期中期経営計画終了時の平成32年3月末時点で170名以上に増やすことを目標としている。</p> <p><障がい者雇用> 平成29年3月末時点での障がい者雇用数は、72名。営業店での労務職の雇用に加え、平成26年7月より人事部内に「ハートフルセンター」を設置し、障がい者の就労支援に向けた取組みを強化している。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、銀行業としての社会的公共性かつ健全性ある活動を継続し続けるために、倫理規範として「企業行動規範」を定めております。当行の内部統制システムに関しては、有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化及び実効性のさらなる向上を図っていくものであります。

(コンプライアンス体制)

取締役は「企業行動規範」に則り、職務を執行し、取締役に係る基本事項を定めた「取締役規程」を遵守しております。

取締役会については、原則毎月1回開催するとともに、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督・牽制しております。その運営にあたっては、「取締役会規程」に則り、適正性を確保し、法令および定款違反を未然に防止しております。

また、当行は監査等委員会設置会社であり、各監査等委員が、監査等委員会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、必要に応じて意見の表明や取締役の行為の差し止めなど適切な措置を講ずる体制としております。取締役及び使用人は、当行の経営に影響を及ぼす重要な事項について「監査等委員会への報告基準」に基づき、監査等委員会に適時に報告するものとしております。

使用人は、「就業規則」、「企業行動規範」、「行動指針」、「コンプライアンスマニュアル」等に則り職務を遂行し、法令等の遵守を図っております。さらに、一層のコンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行うとともに、コンプライアンスの統括部署を定め、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、研修の実施等の体制整備に向けた諸施策を計画的に実行しております。また、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置き、使用人の職務が法令および定款等に適合することの監査を行っております。

(情報管理体制)

当行では、取締役の職務執行に係る情報について「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」及び社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理しております。また、上記媒体についても、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(企業集団関係)

当行グループ各社では、当行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正性を確保しております。当行は、グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行からの決裁・指示を受ける体制の徹底によりグループ各社の経営管理を行っております。当該協議・報告のうち重要な事項については、当行監査等委員会へ報告することとしております。また、当行は、グループ各社と監査契約を締結し内部監査を実施するなど、当行グループとしての公正・適法性の確保に努めております。

万が一、グループ各社内で法令違反等の事実が発見された場合、グループトップに直接通報できる当行グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定めており、早急かつ適切な対応ができる仕組みとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」の一つとして、取締役会は反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するために以下の体制を整備することを掲げております。

(ア) 反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役及び使用人の安全を確保する。

(イ) 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

(ウ) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。

(エ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(オ) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当行では、反社会的勢力への対応に関する統括部署をコンプライアンス部内のお客さま相談センターとし、各部支店にはそれぞれ法令遵守担当者を配置しております。

反社会的勢力に関する情報収集・管理については、各支店及び本部各部室において情報入手の都度、お客さま相談センターへ報告を行うとともに当該管理表を更新しております。お客さま相談センターでは、独自に入手した情報並びに各部支店からの情報を、外部専門機関等と連携して随時更新を行っております。

マニュアルの整備については、「法令等遵守規程」、「企業行動規範」、「行動指針」、「コンプライアンスマニュアル」へ反社会的勢力には断固として対決する姿勢を明示し、役職員全員に徹底を図っております。また、平成29年度コンプライアンスプログラムにおいては、「適正なガバナンスのもと、反社会的勢力との関係遮断に向けた各種施策を実施する。」を掲げ、法令遵守担当者の研修会や店内勉強会を実施するなど組織全体で取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

(1) 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等

当行では、適時開示に対する基本姿勢として、「株主のみなさま」「お客さま」「地域社会」「従業員等」、当行に係るあらゆるステークホルダーから企業価値に関する適正な評価を得ること、ならびに経営の透明性の確保は、公正かつ適時に会社情報を積極的に開示することにより実現できるものであるとの認識のもと、真摯に取り組んでおります。

また、銀行業という公共性の高い業種である点から、一般事業会社以上に迅速かつ正確な情報開示を公平に行う責務を負っていると考えております。

(2) 当行の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

当行では、開示情報には大きく区分して以下の2通りのものがあると考えております。

ひとつは、有価証券報告書等法定開示ならびに決算短信や業績予想修正等の適時開示規則に基づく開示で、いわゆるルール化されたものであります。これらの情報は、投資家のみなさまの適切な企業評価のためのものでもあり、また、株主のみなさまの適切な議決権行使のためのものでもあることから非常に重要な位置付けにあります。

もうひとつは、ホームページ上で掲載しております会社説明会資料や各種新商品に関する資料等、ルール化されていないものであります。これらの情報は、上記法定開示資料等を補完し、より多くのみなさまに当行を理解していただくうえで重要であると考えております。

(3) 適時開示に係る社内体制

当行では、情報開示に対する規程として「適時開示規程」を設けており、当規程により適時開示に係る担当部署を総合企画部(情報取扱責任者は総合企画部担当役員)、また、網羅性・迅速性を考慮し各部室長を情報取扱担当者と定め、頭取および情報取扱責任者の指示・監督のもと、総合企画部の業務担当者が情報開示業務を行っております。

決定事実あるいは決算情報については、常務会決議後、取締役会を開催し決議しております。常務会議案については適時開示担当部署である総合企画部が管理しており、当該議案が適時開示事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合には取締役会決議後、直ちに開示しております。

また、発生事実については、営業店、本部、子会社等からの当該事象に関する情報がそれぞれの所管業務の情報取扱担当者から総合企画部へ伝達され、総合企画部長より情報取扱責任者である担当役員、頭取へ報告する仕組みとなっております。当該情報が適時開示規則に該当する場合はもちろんのこと、適時開示規則に該当しないが重要であると判断した場合も、直ちに常務会決裁を行い、積極的に開示を行っております。

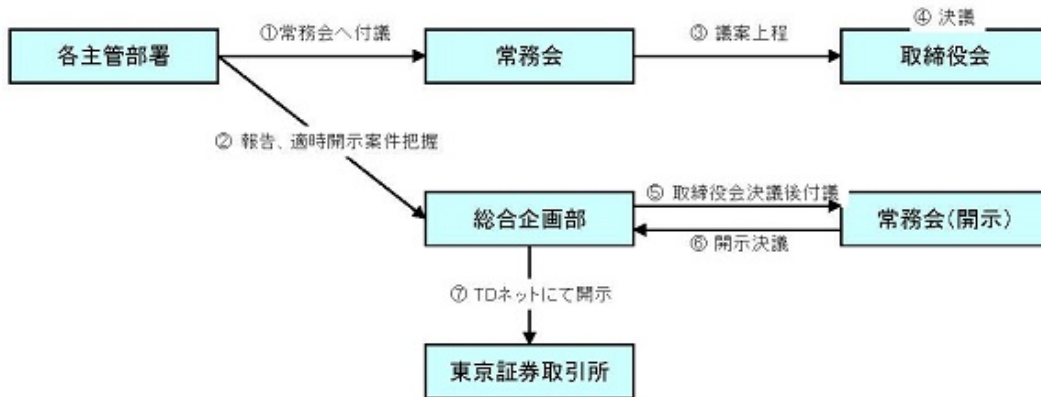
(4) 適時開示態勢を対象としたモニタリング体制

監査等委員会は、常務会議案書・取締役会議案書の内容が適時開示事項に該当するかどうかについて、また、適時開示事項に該当する場合には、当該議案が適時適切に開示されているかどうかを検証することが規定されております。

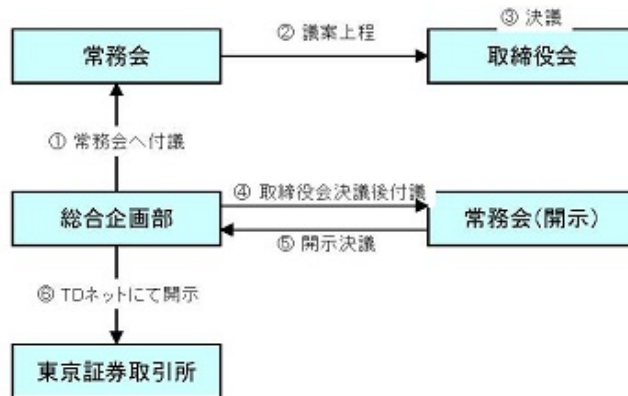
さらに、内部監査部署である監査部が、規定に定める情報の開示が適時適切に行われているかどうか検証しております。

<参考> 開示情報の社内連絡体制

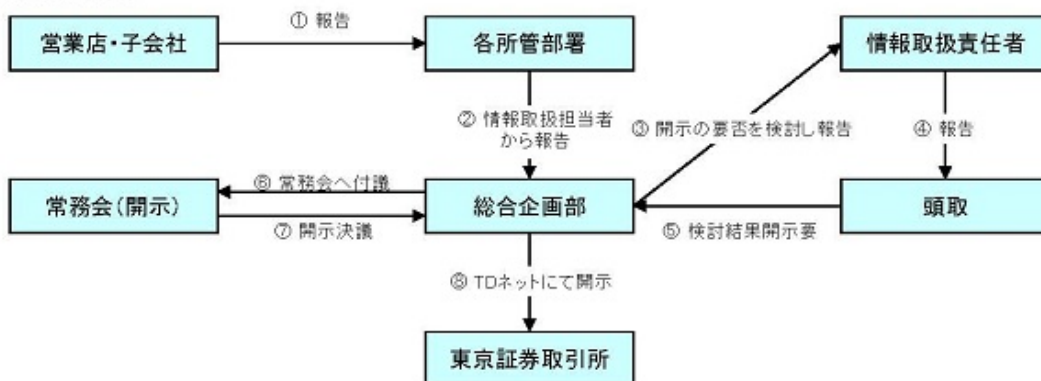
○ 決定事実



○ 決算情報



○ 発生事実



【コーポレート・ガバナンス体制】(平成29年12月22日現在)

